意見書案第４号

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、２，５００グラム未満の低出生体重児が約１０人に１人の割合で生まれている。このうち、特に医療的なケアや継続的な支援が必要とされる１，５００グラム未満の極低出生体重児には、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後直ちに母乳を与えることが有効とされている。

しかしながら、母体の健康状態等によっては、母親から十分な母乳を得られない場合があり、授乳中の方から寄付を受けたドナーミルクを提供する「母乳バンク」の取り組みは極めて重要である。

現在、一般社団法人日本母乳バンク協会及び一般財団法人日本財団母乳バンクの２法人が三つの母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、食品や医薬品等の法的な位置付けがなされていない。また、ドナーミルクの利用拡大に向けては、医療機関の負担軽減、国民の認知度向上及び安全性・衛生面への不安を払拭することが課題となっている。

よって、国会及び政府においては、極低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

１　医療機関がドナーミルクを必要とする極低出生体重児等に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを明確化すること。

２　ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理等の品質管理及びドナー登録者の検査等に対する支援を行うこと。

３　ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査や産後ケア等での周知機会の拡大を図ること。

４　ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

２０２６（令和８）年１０月３０日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策）

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員、
健康さっぽろ丸岡守幸議員及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員